

大見小学校いじめ防止基本方針

平成29年度改訂

1 基本方針策定の目的

「いじめ防止対策推進法」を受け、国及び県の「いじめ防止基本方針」を参酌し、次のことを目的として「大見小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

- (1) 平常時において、いじめを生まない学校づくりといじめではないかとの疑いをもって積極的にいじめを認知するよう努める。
- (2) いじめが起こったときは、早期に組織的な対応を行い、いじめの解消に努める。

2 基本方針

ー全職員の共通理解と組織としての共通行動ー

策定した学校いじめ防止基本方針については、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒・保護者、関係機関に説明する。

いじめに対する認識やいじめが起きたときの対応等についての基本的なことについては、事例研修等を通して全職員が共通理解する。

また、実際にいじめが起きたときは、全職員が情報を共有するとともに、いじめ対策委員会の決定事項に従って共通行動をとる。

3 基本的施策

(1) いじめを生まない学校づくりー児童の自尊感情を育て好ましい人間関係を築くー

① 道徳教育の充実

感謝の心「ありがとう」と素直な心「ごめんなさい」を重視

② 効果的な体験活動の重視

構成的グループ・エンカウンターの実施

(2) いじめの早期発見ーいじめを早期に発見しやすい環境を整えるー

① 児童観察による児童の普段の状態の把握

授業中や休み時間中、さらに掃除の時間等、学校における児童の普段の様子を把握する。

② 児童等に対する定期的な調査の実施

悩みや困っていること、相談したいこと等、気になることは見逃さず情報収集する。

③ 相談体制の整備

学級担任や教育相談担当者（養護教諭）は、児童の相談役としての自覚をもつ。

(3) 組織的な対応ー担任と児童を支援し、いじめを早期に解消するー

① いじめ対策委員会

いじめに対する具体的な対応策について協議し、基本方針を決定する。

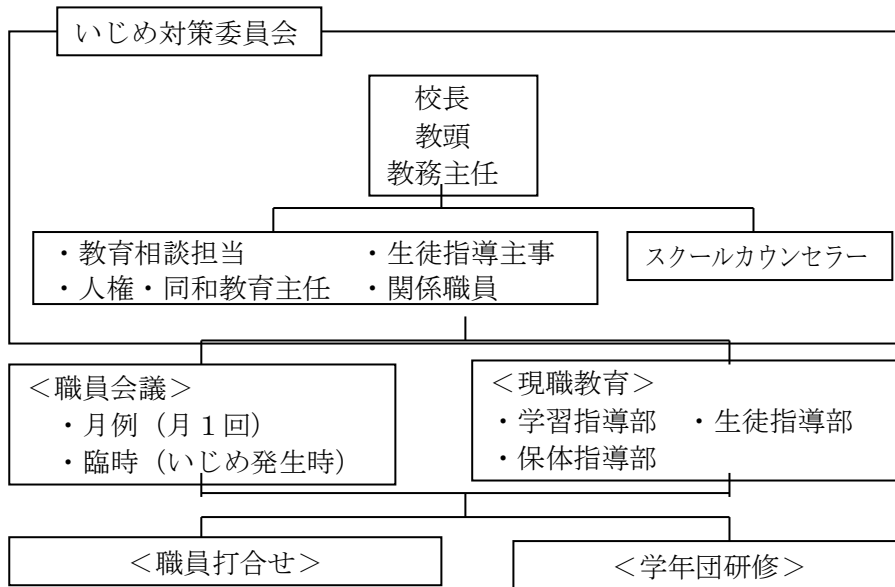
いじめ対策委員会は、次の職員をもって組織する。

（校長、教頭、教務主任、教育相談担当その他必要に応じて、生徒指導主事、人権・同和教育主任、関係職員やスクールカウンセラーを含む。）

② 共通理解と共通行動

いじめを早期に解消するために、職員は、いじめ対策委員会の決定した基本方針に従い、全員一丸となっていじめ問題への対応に努める。被害児童が心身の苦痛を感じていないこと、いじめが3か月以上収束していることを確認して解消したとする。

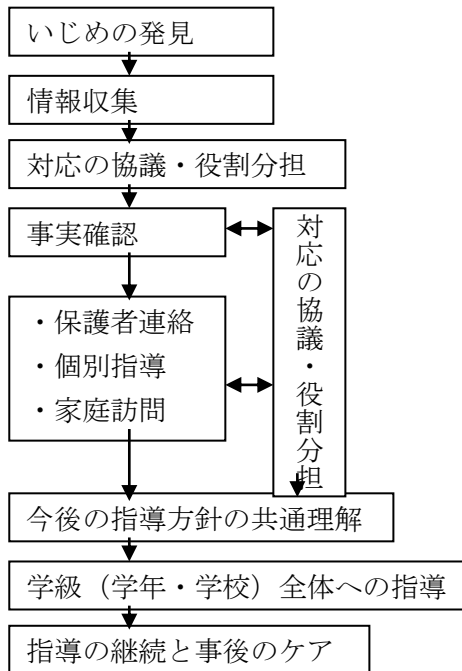
4 いじめ防止・対策のための組織



*いじめ対策委員会は、いじめ問題に対する基本的な施策を協議し、職員会議等において、職員の共通理解を図る。また、必要に応じて教育委員会・相談機関・警察等との連携を図る。

*平常時において、学校の教育活動をいじめとの関連で見直し、いじめを出さない学校づくりに努める。
*いじめが起きたときは、いじめ対策委員会の決定事項に基づき、共通理解と共通行動を遵守する。

5 いじめが起きたときの対応



*いじめの発見者は、いじめの概要 (いつ・どこで・どのように・当事者等) の情報を管理職に報告する。

*いじめ対策委員会において対応を協議し、関係職員に対応についての指示を出す。

*事実確認を行う。
・両者の言い分を聞き、事実を正確に把握する。
・思い込みや憶測が入らないように慎重に行う。
・児童の人権やプライバシーに配慮する。
*個別指導を行う。
・いじめられた側の傷みに共感するとともに、いじめた側には毅然とした態度で指導を行う。
*保護者連絡・家庭訪問
・事実を伝え、解決に向けての取組を相談し協力を依頼する。
*今後の指導方針の共通理解
・いじめ対策委員会で今後の指導方針を協議するとともに、臨時職員会議で共通理解を図る。
*学級全体への指導及び指導の継続と事後のケア
・いじめを自分を含めた全体の問題としてとらえ、いじめを出さないためにどうすればよいかを考え実行する。

6 その他

(1) 関係機関との連携

- ① SCやSSW、相談機関等と連携して適切な対応を行う。
- ② 暴力や恐喝を伴う場合など、必要に応じて警察との連携を図る。
- ③ 重大ないじめ事案については、教育委員会の指導を仰ぎながら対応する。

(2) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を行う。

- ① 情報モラルについての学習を、学年の発達段階に応じて行う。
- ② PTAと連携して、情報モラルについての保護者啓発を行う。